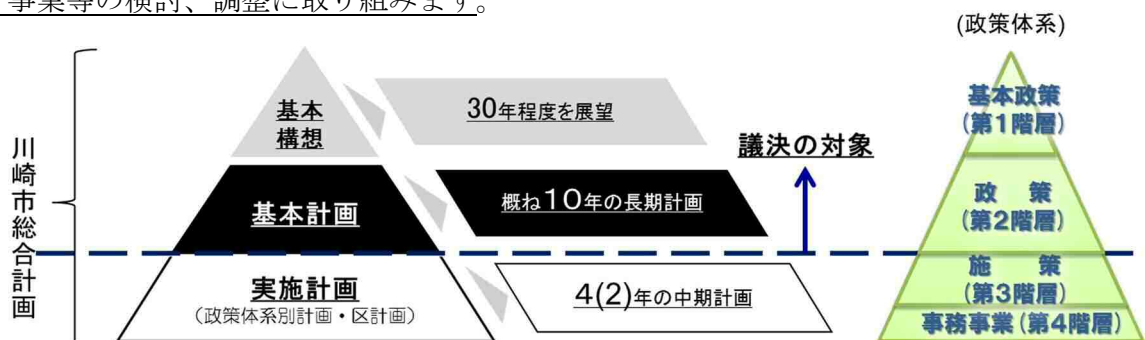


川崎市総合計画 第3期実施計画策定方針

川崎市総合計画（以下「総合計画」といいます。）は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、平成28(2016)年度からの概ね10年間を対象として政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

令和3(2021)年度は、第2期実施計画の最終年度となるため、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間とする第3期実施計画の策定に向けて、次の方針に基づき、施策・事業等の検討、調整に取り組みます。



【「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間】								
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	⋮	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	⋮	R7年度 (2025)
基本構想	川崎市 基本構想 30年程度を展望							
基本計画	川崎市 基本計画 平成28年度から概ね10年							
実施計画	第1期 実施計画 H28～H29		第2期 実施計画 H30～R3			第3期 実施計画 R4～R7		

1 策定の趣旨

(1) これまでの取組と成果

- ・誰もが安心して暮らすことができ、人も企業も活気にあふれ、市民一人ひとりが確かな「未来」を実感できる社会を創りあげるため、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」を平成27(2015)年度末に策定し、さらに具体的な目標を定めた実施計画（第1期実施計画期間：平成28(2016)年度～平成29(2017)年度、第2期実施計画期間：平成30(2018)年度～令和3(2021)年度）に基づいて、課題の解決に向けた取組を着実に進めています。
- ・第2期実施計画の計画期間においては、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など緊急的な事象に対応する中、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を着実に推進するとともに、かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく市民創発による持続可能な暮らしやすい地域づくりに向けた取組など、誰もが幸せに暮らし続けるための心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めてきました。併せて、羽田空港跡地地区と川崎臨海部を結ぶ

羽田連絡道路の建設、わが国の成長をリードする世界最先端の研究機関や企業が集積するキングスカイフロント（殿町3丁目地区）や新川崎・創造のもりの形成など、本市のポテンシャルを最大限に活かしつつ、成長分野の産業を振興し持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進め、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」に向けたまちづくりを進めてきました。

- ・また、地域防災力の強化など災害への対応力の更なる向上に取り組むとともに、デジタル化の推進等、市民満足度の高い市役所の構築に向けた質的改革の推進など、成長と成熟を支える都市や行政の基盤づくりについても着実に進めてきました。

（２）継続した課題と本市を取り巻く環境変化に伴う新たな課題

- ・少子高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少、都市インフラの老朽化など、第２期実施計画策定時からの「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」や、就学前児童数の今後の見込と地域ニーズを踏まえた待機児童対策、地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な施策・事業の推進など継続的な課題に対し、引き続き、的確に対応していく必要があります。
- ・また、新型コロナウイルス感染症による影響や、令和元年東日本台風など大規模自然災害の多発、脱炭素化や社会のデジタル化に向けた取組の急速な進展、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透、AIやビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用するSociety5.0の進展など、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、この変化を的確に捉えた取組を推進する必要があります。

本市を取り巻く主な環境変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症による影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となっています。また、感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。

②大規模自然災害の発生

- ・平成23(2011)年の東日本大震災、平成28(2016)年の熊本地震、平成30(2018)年の西日本豪雨など、全国で大規模な自然災害が相次ぐ中、令和元(2019)年の令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化する風水害への対策が急務となっており、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。

③脱炭素社会の実現に向けた取組の進展

- ・パリ協定(平成27(2015)年12月発効)の枠組のもと、世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、2050年のCO₂排出実質ゼロを目指す「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」を令和2(2020)年11月に策定したところであり、今後、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。

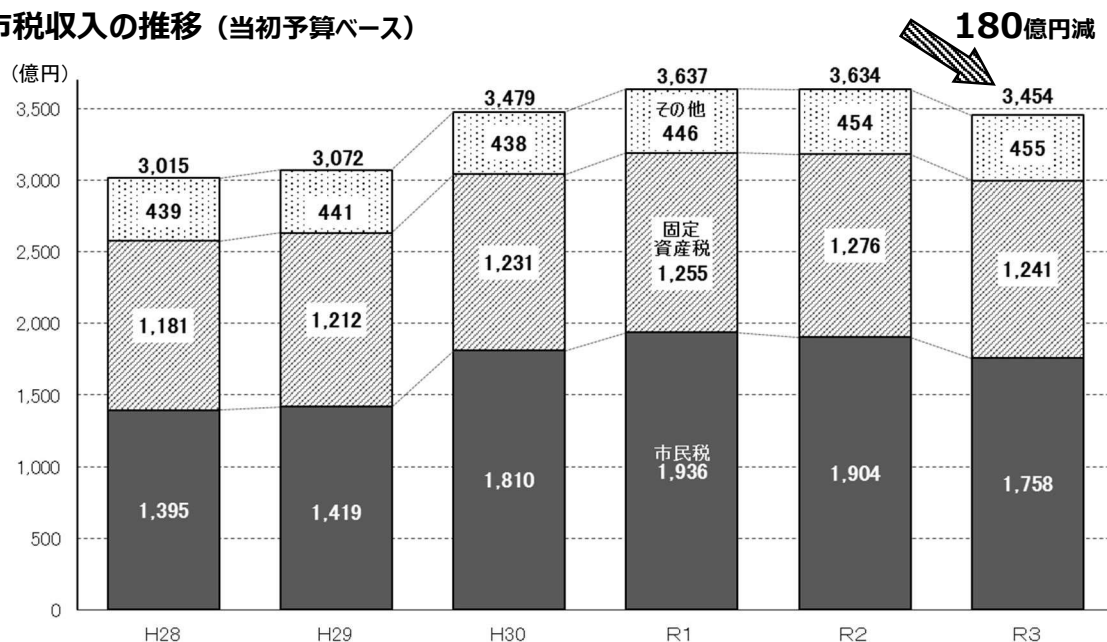
④社会のデジタル化の進展

- ・令和2(2020)年1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」への対応が進む中、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化が急速に進んでいます。本市においても、かわさきGIGAスクール構想や行政手続のオンライン化の推進など、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。

(3) これまでになく厳しい財政環境を踏まえた取組

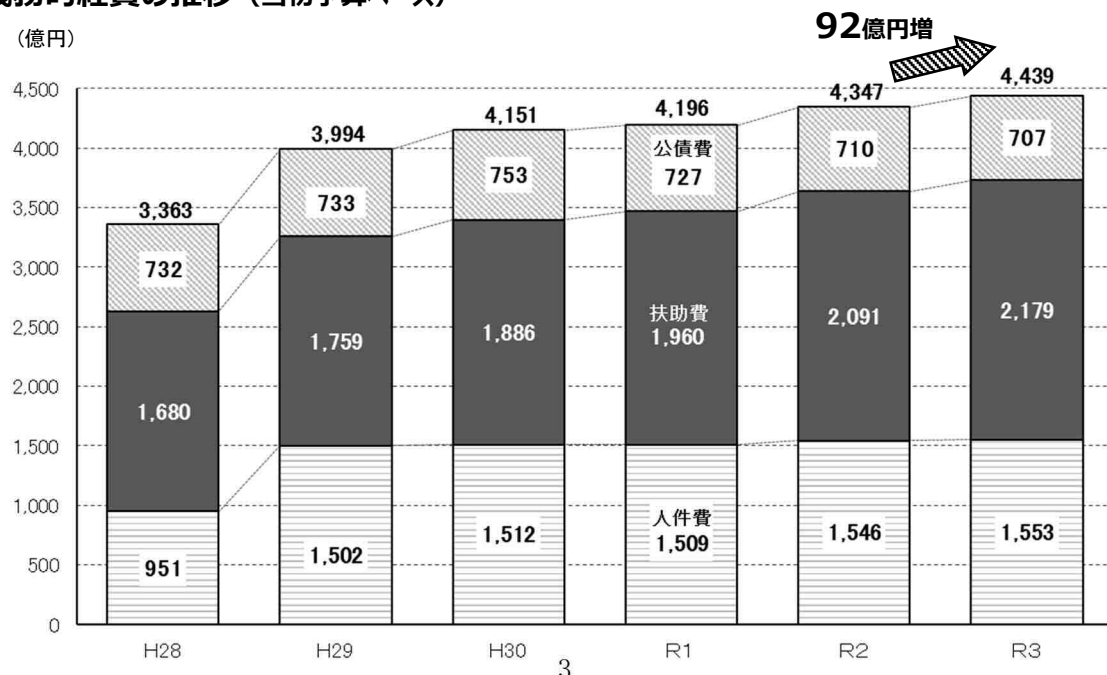
- ・新規及び継続的な課題に対し、さまざまな対応が求められている本市では、これまで人口増などに支えられ市税収入は堅調に推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落込み等を踏まえた令和3(2021)年度予算では、所得の減少により個人市民税が93億円の減、企業収益の減少により法人市民税が53億円の減、家屋の評価替え等により固定資産税が35億円の減となるなど、市税全体で前年度に比べ180億円の減となっています。

市税収入の推移 (当初予算ベース)



- ・一方で、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増加などにより、扶助費は年々増加し、令和3(2021)年度予算額は2,179億円となっています。また、平成29(2017)年度の小・中学校等の県費負担教職員の市費移管により大きく増加した人件費に、扶助費・公債費を合わせた義務的経費の令和3(2021)年度予算額は4,439億円となっています。

義務的経費の推移 (当初予算ベース)



- ・増加傾向にある義務的経費、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落込みや、ふるさと納税等による市税の減収などにより、今後もこれまでにない厳しい財政環境が続くことが見込まれる中、コロナ後の社会を見据えた新たな取組等を着実に進める必要があることから、第3期実施計画における施策・事務事業については、「行財政改革プログラム」や「今後の財政運営の基本的な考え方」、「資産マネジメント実施方針」と連携しつつ、限られた財源・人的資源など行財政運営に必要な経営資源を着実に確保し、活用する視点から、取組の優先順位を勘案し、個々の取組内容を検討していく必要があります。

(4) 未来に向けた重要な節目を意識した取組

- ・令和6(2024)年に、本市は「市制100周年」という歴史的な節目を迎えます。今後、ブランドメッセージの積極的な活用による川崎の魅力の発信や将来像の共有、まちへの愛着を深め、誇りを高める取組の推進によるシビックプライドのさらなる醸成、かわさきパラムーブメントのレガシー形成、市民の地域愛を育む取組を進める全国都市緑化フェアの開催に向けた取組の推進など、市制100周年に向けた機運を高め、未来に向けた重要な節目を意識した取組を進める必要があります。

(5) 川崎市基本計画の計画期間を踏まえた実施計画の策定

- ・第3期実施計画の計画期間は令和4(2022)年度からの4年間を対象とし、本市の政策の方向性を定める基本計画は、平成28(2016)年度からの概ね10年間を対象としています。
- ・そのため、第3期実施計画の策定に向けては、平成28(2016)年の総合計画策定から現在に至るまでの取組の成果や本市を取り巻く環境の変化、基本計画の計画期間を踏まえるとともに、令和6(2024)年の市制100周年、さらにはその先の川崎の将来を見据え、より中長期的視点に立った取組を進める必要があります。
- ・この認識のもと、子どもたちの笑顔があふれ、多様な人々が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられるまちの実現と、そのさらなる発展に向けて、第3期実施計画を策定するものです。

2 実施計画の概要

(1) 名称

- ・「川崎市総合計画 第3期実施計画」とします。

(2) 計画期間

- ・令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を対象とする、財源の裏付けのある実行性の高い中期計画として検討を進めます。

(3) 構成

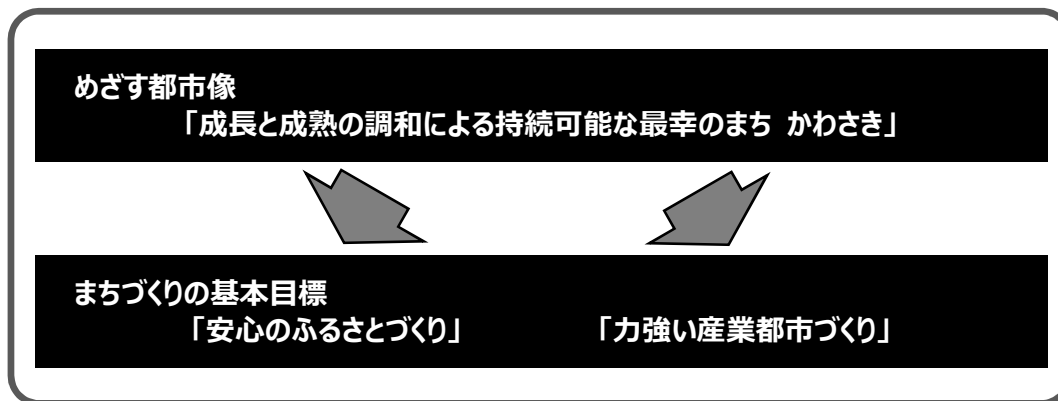
- ・概ね、以下の内容を記載する方向で策定を進めます。
 - ①総論（計画の概要、本市を取り巻く状況、第3期実施計画の基本的な考え方、都市構造・交通体系など）
 - ②かわさき10年戦略（基本的な考え方、個別戦略の内容など）
 - ③実施計画（政策体系別計画、区計画など）
 - ④進行管理と評価（進行管理の概要など）
 - ⑤その他（計画事業費及び政策体系図など）

3 計画策定に向けた基本的な考え方

(1) 「めざす都市像とまちづくりの基本目標」（基本構想）と「23の『政策』の基本方向」（基本計画）に基づく市政運営の推進

- ・これまで、第1期実施計画及び第2期実施計画に基づき、様々な取組を進めてきましたが、計画推進の中で得られた課題や第2期実施計画策定以後に生じた周辺環境の変化等について、今後も機動的な対応を行う必要があります。
- ・第3期実施計画においても、これまでの取組の成果を踏まえながら課題や環境変化に的確に対応し、基本構想として位置づけた、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を踏まえ、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和によるまちづくりの基本目標の達成をめざし、23の「政策」の基本方向を踏まえながら、市政をバランスよく進めます。

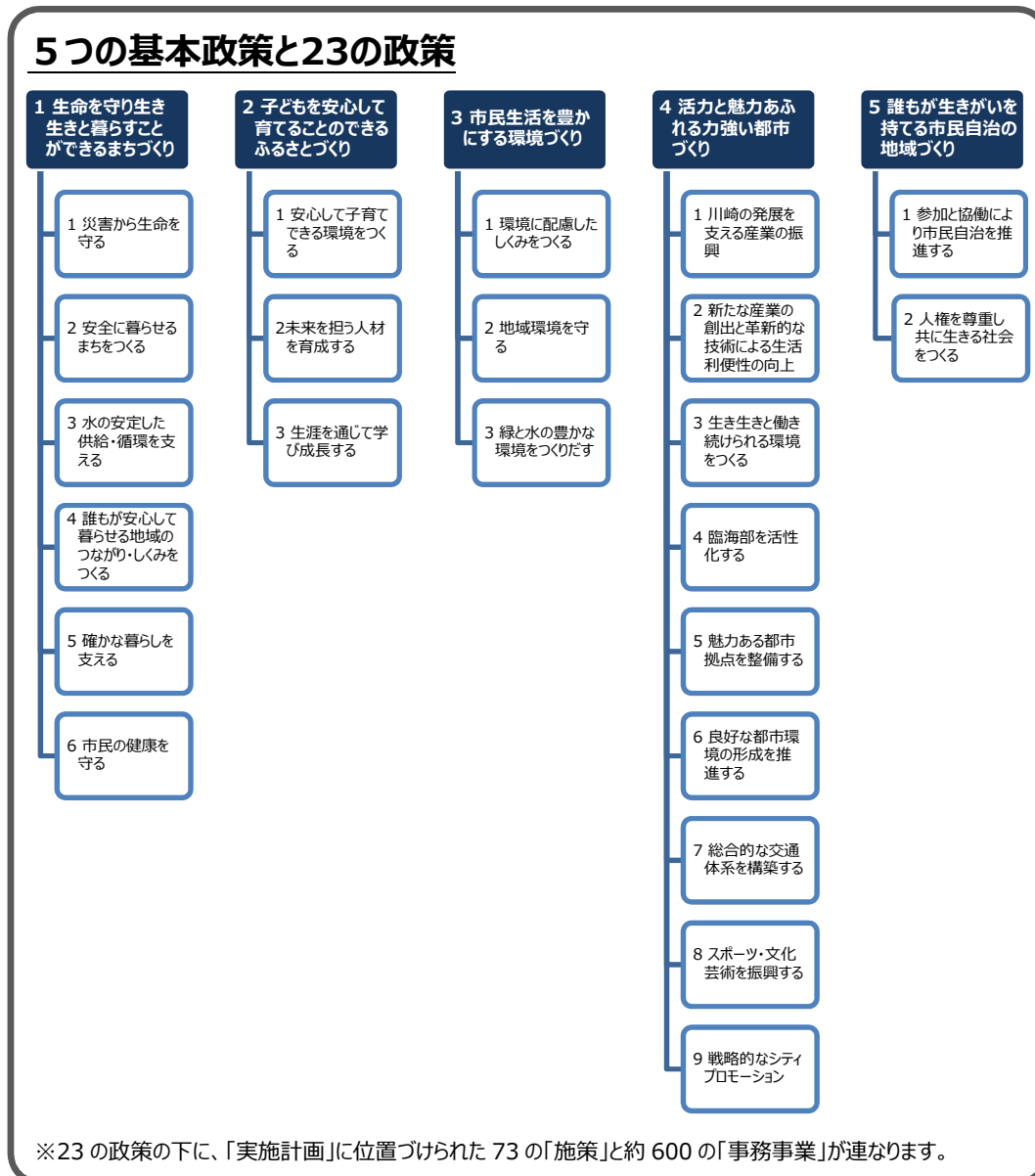
基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



基本構想

※「最幸」とは・・・川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

政策体系



基本計画

(2) 「かわさき10年戦略」を活用した中長期的視点からの実施計画の検討

- ・総合計画において、市政運営のビジョンである基本構想や基本計画を具現化するための中長期的かつ分野横断的な視点を持った戦略としての役割を担ってきた「かわさき10年戦略」は、『「成長」と「成熟」の好循環による、まちの持続的な発展をめざし、好循環を支える「基盤」づくり』という考え方のもと、実施計画で推進する主な取組を7つの戦略として構成したものです。

中長期的な課題等と戦略の対応及び実施計画への反映イメージ



※川崎市総合計画第2期実施計画より抜粋

第2期実施計画期間における主な取組
戦略1 「みんなで守る強くなやかなまち」をめざす → ハード・ソフト両面からの防災・減災対策の推進、脱炭素戦略の推進 など
戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす → 待機児童対策の推進、かわさきGIGAスクール構想の推進、地域の寺子屋の推進 など
戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす → 総合的なケアの推進、健康寿命の延伸 など
戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす → 広域拠点・地域生活拠点等の形成、交通網の整備 など
戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす → イノベーションの推進、臨海部の活性化、起業・創業の支援 など
戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす → かわさきパラムーブメントの推進、コミュニティ施策の推進、シティプロモーションの推進 など
戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす → 行財政改革の推進、健全な財政運営

- ・第3期実施計画においては、中長期的な視点からの実施計画の検討を重点的に進めるため、「かわさき10年戦略」の中長期的視点という性格をより明確にし、同戦略において、SDGsのゴール年度など大きな節目となる令和12(2030)年を見据え、7つの戦略それぞれについて中長期的視点から方向性を定めるなど、実施計画の計画期間の先を見据えた取組を推進します。
- ・令和12(2030)年を見据えた戦略ごとの方向性については、次の内容をベースとし、この方向性に基づき、中長期的視点を持って第3期実施計画の取組を検討します。

かわさき10年戦略における戦略ごとの方向性（案）

戦略1 「みんなで守る強くしなやかなまち」をめざす

- ・ 市民・事業者・行政等がそれぞれの役割に求められる力を高め、いつ起こるかかわからない地震や集中豪雨などの自然災害、感染症等の危機事象の発生に的確に備えるとともに、日常生活を安全・安心に過ごせる環境整備や地域づくりを推進し、災害が発生しても柔軟に対応し迅速に立ち直れ、いつでも安心して暮らすことのできる、力強くしなやかなまちをめざします。

戦略2 「どこよりも子育てしやすいまち」をめざす

- ・ すべての子どもが生まれ育った環境にかかわらず、成長や発達の段階に合わせて、すこやかに育つことができるよう、安心して子育てできるしきみを整えるとともに、一人ひとりが持つ個性や能力が尊重され、自らが望む将来を切り拓いていけるよう、地域全体で子育てを支える環境づくりを進め、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。

戦略3 「みんなが生き生きと暮らせるまち」をめざす

- ・ 川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを構築し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるしきみをつくるとともに、誰もが地域活動や就労等、多様な社会参加を通じて活躍できる地域づくりを進め、その人らしく生き生きと暮らせるまちをめざします。

戦略4 「もっと便利で快適な住みやすいまち」をめざす

- ・ 広域拠点・地域生活拠点等の整備を進めるなど、鉄道駅を中心とした便利で快適な暮らしを実現するとともに、都市の活力と市民の日常生活を支える、道路や鉄道網、身近な交通環境の整備により、安全・安心で快適に移動できる職住近接で住みやすいまちをめざします。また、地域資源を存分に活かし、賑わいや、緑と水のうるおいにあふれ、誰もが笑顔でわくわく暮らせるまちをめざします。

戦略5 「世界に輝き、技術と英知で、未来をひらくまち」をめざす

- ・ 持続可能な社会の構築に向けて脱炭素社会の実現をめざすとともに、本市に集積する先端技術や、ものづくり産業、研究機関などの力を活かして、世界で輝き、企業に選ばれる、環境と産業が調和した、デジタル社会の先端で未来をひらくまちをめざします。また、積極的に事業に取り組む中小・ベンチャー企業や事業者等を応援し、誰もが生き生きと働くことができる活気にあふれた元気なまちをめざします。

戦略6 「みんなの心がつながるまち」をめざす

- ・ 市民創発による持続可能な地域づくりや、スポーツ・文化芸術の振興とあわせて、ユニバーサルデザインや「心のバリアフリー」等を推進し、多様性が息づき、外国人市民や障害者、高齢者など、あらゆる人々が社会に参画し誰もが暮らしやすいまちをめざします。また、地域の多彩な魅力やまちのめざす姿を市民全てが共有し、地域への愛着と誇り（シビックプライド）が醸成され、誰もが地域づくりに参加するまちをめざします。

戦略7 「チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち」をめざす

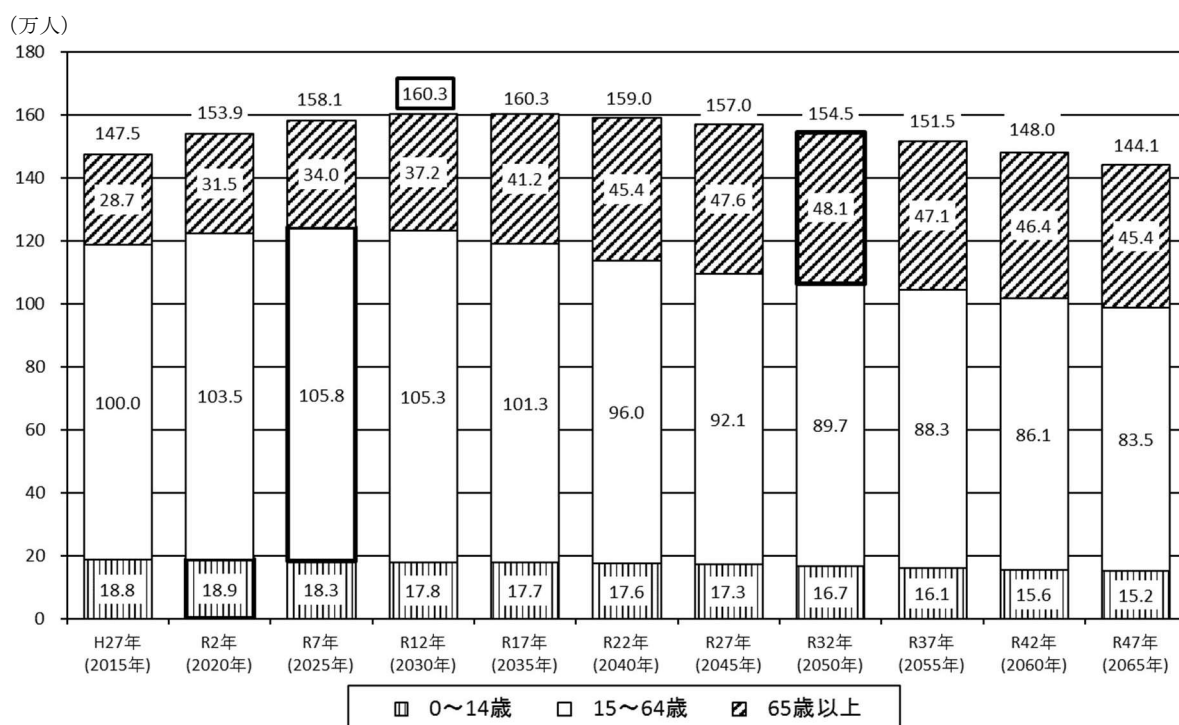
- ・ これまでにない厳しい財政環境や社会変容が見込まれる中、継続的な課題や新たな課題に迅速かつ的確に対応するには、ヒト・モノ・カネ・情報・時間など必要な経営資源の着実な確保等、行財政改革の取組を一層進めることが重要であるため、市民サービスの再構築や市役所の経営資源の最適化、多様な主体との協働・連携、人材育成と意識改革等を推進します。また、施設総量を適切に管理する資産マネジメントや、財政健全化の取組を着実に進め、持続可能なまちをめざします。

(3) 将来人口推計を踏まえた中長期的なまちづくりに向けた取組の推進

- ・将来人口推計については、第2期実施計画の策定に向け平成29(2017)年5月に公表しておりますが、現状、本市の総人口は推計と概ね同程度の人口で推移している一方、年齢区分別人口は、推計と差が生じてきています。
- ・こうしたことから、第3期実施計画の策定に向け、改めて将来人口を推計し、「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」を取りまとめました。推計は、平成27年国勢調査結果を基に住居基本台帳登録数を加減して算出した令和2(2020)年時点の人口を基準として、直近の人口動態や大規模住居系開発の今後の見込みを踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等も考慮した上で行っています。なお、令和2年国勢調査の実施計画への反映については、国による調査結果の公表時期や内容等を踏まえ検討していきます。
- ・第3期実施計画では、この将来人口推計の結果を踏まえて、引き続き見込まれる人口増加や、高齢化の更なる進展により多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来の人口減少への転換を見据えた中長期的なまちづくりの方向性を踏まえた取組を推進します。

「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計」の概要

- ・ 駅周辺を中心とした拠点開発の進捗と周辺地域への波及効果により、本市の人口は、引き続き、当面増加傾向を示すことが想定される。
- ・ 本市の人口は、令和12(2030)年頃に約160.3万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定される。
- ・ 年少人口は令和2(2020)年頃の約18.9万人、生産年齢人口は令和7(2025)年頃の約105.8万人がピークと想定される。
- ・ 老年人口は当面増加を続け、令和7(2025)年までの間に65歳以上の人口割合が21%を超え、超高齢社会が到来することが想定される。
- ・ 区別推計では、川崎区と多摩区、麻生区が最も早く人口のピークを迎え、最も遅いのは中原区と想定される。



(4) 行財政改革プログラム、収支フレーム等との連携

ア 更なる経営資源の確保をめざす、行財政改革第3期プログラムとの連携

- ・少子高齢化の更なる進展や生産年齢人口の減少、公共施設の老朽化などが引き続き課題であることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、これまでにない厳しい財政状況や社会変容による市民ニーズの変化等への対応が必要となる中においても、持続可能な行財政基盤のもと、安定的な行財政運営を進めていくため、更なる経営資源の確保と、限られた経営資源をより必要な政策・施策に適切に活用していくことが必要となります。
- ・政策・施策の着実な推進に必要な経営資源を確保するため、すべての事務事業について見直しの必要性を検討の上、必要な施策・事業を実施計画に位置付けるなど、第3期実施計画と「行財政改革第3期プログラム」の策定作業の間で十分な連携を図ります。

イ 「今後の財政運営の基本的な考え方」を踏まえた施策・事業の調整

- ・「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に向け、「今後の財政運営の基本的な考え方」を財政運営の指針として第3期実施計画策定を進めるとともに、取組の効果や成果を踏まえた施策の優先度を判断しながら、財源の裏付けのもとに必要な施策・事業を位置づけるなど、第3期実施計画の施策の検討と「収支フレーム」の改定作業との間で十分な連携を図ります。
- ・また、引き続き見込まれる人口増への対応を図るとともに、人口減少への転換を見据えた中長期的視点に立ったまちづくりに向けて、効率的・効果的な事業執行のための工夫や財源確保等を行い、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供するため、施策の優先度を判断しながら中長期的な視点での施策・事業の調整を図ります。

ウ 「資産マネジメント第3期実施方針」との連携

- ・人口減少への転換や厳しい財政環境の継続を見据え、「施設の長寿命化」、「財産の有効活用」の取組を継続しつつ、市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化・複合化の実施や、「機能重視」の考え方への転換に伴う施設配置、より効果的かつ効率的な更新手法の採用などの方向性に基づく「資産保有の最適化」に重点を置く、「資産マネジメント第3期実施方針」の策定作業と第3期実施計画の施策・事業の検討の間で十分な連携を図ります。

(5) 都市構造と交通体系の考え方に基づく取組の推進

- ・第3期実施計画においても、広域調和・地域連携型の都市構造をめざすことや、効率的・効果的な交通体系を推進することなど、都市構造と交通体系の考え方については、これまでの基本的な考え方を踏襲するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等による市民の生活様式や行動の変化等の社会動向と、関連する分野別計画や事業等の進捗及び今後の動向を踏まえ、必要な考え方を反映し、取組の推進を図ります。

(6) データを活用した政策形成の推進

- ・社会の状況を的確に捉え、多様化する市民一人ひとりのニーズに対応するためには、行政のみならず民間のデータ等も活用して多角的な視点から、データに基づく精緻な現状把握や課題分析を行い、効果的に政策形成等を進める必要があります。こうしたことから、第3期実施計画においても、データに基づく取組の推進を図ります。

(7) 実施計画におけるこれまでの進行管理・評価に基づく計画策定の推進

- ・川崎市政策評価審査委員会による審議結果を含め、これまでの施策・事務事業に関する評価結果を踏まえて、達成状況等を適切に把握・分析した上で、課題や改善点を明確化し、それらを計画に着実に反映していくことで、より効率的・効果的な取組を推進します。
- ・また、第3期実施計画の進行管理における、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、施策の効果測定の精度向上を図ります。

(8) 各区の地域課題を踏まえた、地域資源や特性を活かした区計画策定の推進

- ・区役所には、少子高齢化の更なる進展や将来的な人口減少への転換、「新しい生活様式」や社会のデジタル化への対応などの社会状況の変化を踏まえつつ、身近な課題は身近なところで解決するという考え方にに基づき、地域に密着した行政機関として、これまで担ってきた行政サービスの提供に加えて、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たすことが求められます。
- ・第3期実施計画に向けては、地域包括ケアシステムやコミュニティ施策の推進、地域防災力の強化、各区の地域資源を活用したまちづくりなど、第2期実施計画期間中の取組を踏まえるとともに、区役所が、それぞれの地域の身近な課題を踏まえ、地域資源や特性を活かしながら、市民や地域で活動する団体等の多様な主体と協働・連携して行う地域課題の解決に向けた取組を中心として、区計画の策定に向けた検討を進めます。

(9) 関連計画の整理、分野別計画の検討

- ・SDGsが示す未来像は、総合計画の基本構想に掲げるめざす都市像と方向性を同じくすることから、これまで、総合計画を推進することを基本としてSDGs推進の取組を進めてきましたが、SDGsの17のゴール等を意識した取組の一層の推進を図るため、第3期実施計画においては「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を実施計画に統合し、総合計画における政策体系とSDGsの対応を明確化します。
- ・本市における地方創生の取組については、令和2（2020）年3月に策定した「第2期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき取組を進めてきたところですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は総合計画に基づき策定してきたことから、第3期実施計画に同戦略の内容を追加した上で統合し、総合計画における政策体系との一体性を明確化します。
- ・総合計画と連携し、一定の政策分野を具体的に推進するための「分野横断計画」、「分野別計画」については、第3期実施計画の趣旨に基づき、必要な改定等に向けた連携・調整を進めます。

(10) 多様な主体の協働・連携や庁内連携による取組の推進

ア 多様な主体の協働・連携による取組の推進

- ・地域の課題が複雑化・多様化する中、その解決に挑戦しながら未来への展望を切り開いていくため、町内会・自治会や市民活動団体、企業、大学等の多様な主体が、互いの特長や強みを活かして地域の課題解決に向けて主体的に取り組む協働・連携のまちづくりを、今まで以上に推進していくことが必要となっています。
- ・また、多様な主体からのアイデアやノウハウを最大限活用することで、「効率的・効果的な市民サービスの提供」と「そのサービスの質の向上の実現」につなげ、本市と多様な主体が「公共」を共に担い、共に創り上げていく必要があります。
- ・市民自治と多様な価値観を前提とした豊かで持続可能な都市型コミュニティの形成に向けて、「市民創発」により、多様な主体による協働・連携の取組を推進するとともに、多様な主体との共創・パートナーシップによるサービス提供の機会を充実し、地域課題の解決や豊かな市民生活の実現等をめざします。

イ 市民主体のまちづくりに向けた大都市制度改革の推進

- ・首都圏域の大都市である本市において、市民サービスのさらなる向上に向けては、社会保障行政にかかる経費の著しい増加、老朽化等に伴うインフラの整備など、大都市が抱える都市的課題から生ずる特有の財政需要や、現行制度における事務配分の特例により移譲された事務・権限に必要な財源に対する税制上の措置が不十分であることから、大都市税源の拡充強化が必要となっています。
- ・この認識のもと、市民本位の自立的な行財政運営に向けて、国や県からの事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和、税財源のさらなる移譲など、市民の関心と理解を高めながら、特別自治市制度の創設を含めた新たな地方分権改革に向けた検討を推進します。

ウ 組織・分野横断的な視点による課題解決に向けた庁内連帯の一層の強化

- ・少子高齢化の更なる進展や、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様化・増大化する市民ニーズや、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う社会経済環境の急速な変化に応じた新たな課題に対応するためには、全庁が課題解決に向けた目的を共有し、相互に協力・連帯して政策を進めることが必要となります。
- ・この認識のもと、前例やこれまでの制度、枠組みに捉われず、真に解決すべき課題に対して全庁が一丸となって取り組み、市民の満足度を高めることができるよう、現場感覚や市民側の視点に立った組織・分野横断的な取組を推進します。
- ・また、区役所が総合的な視点から一層主体的に地域の課題を解決することができるよう、局区間の情報共有の円滑化を図るとともに、区役所と局とが連携しながら、地域の特性・課題に応じた取組を推進します。

エ 「対話」と「現場主義」に基づく計画策定の推進

- ・自治基本条例に掲げる自治運営の基本原則である「情報共有」、「参加」、「協働」に基づく市民自治の推進に向け、素案策定時等の機会を捉えて、パブリックコメント手続を実施するほか、出前説明会・市民説明会等を開催し、市民を含めた多様な主体との「対話」と「現場主義」に基づく計画策定を進めます。

- ・各施策・事業については、多様な主体との「協働・連携」により取組を進めるほか、パブリックコメント手続や各種アンケート、市長への手紙、車座集会、日常の市民等とのかかわりから得られた意見や、有識者からの意見、議会からの意見等を踏まえて、具体的な取組の検討を行います。

オ 職員の主体的な参画による計画策定に向けた推進体制の構築

- ・第3期実施計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進し、本部長が本部員（各局区の局長等）を招集して開催する本部会議のほか、必要に応じて総務企画局長が総括企画主管（各局区の企画担当部長等）又は企画主管（企画担当課長等）を招集して推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めます。
- ・また、職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への幅広い職員の参加が重要であることから、各局区において、第3期実施計画の策定に向けた局区本部を設置し、局本部においては所管事業の検討、区本部においては、区計画の検討を進め、全ての職員が課題意識を持って計画策定に取り組むものとします。

4 計画策定までのスケジュール（予定）

当面、次のスケジュールに基づき、第3期実施計画の策定に向けた取組を推進しますが、社会状況や国の制度改革等の動向に応じて、的確かつ機動的な対応を図ります。

令和3年度	4月中旬	第3期実施計画策定方針の策定・公表
	7月下旬	サマーレビュー
	8月下旬	第3期実施計画「基本的な考え方」の策定・公表
	11月下旬	オータムレビュー
	11月下旬	第3期実施計画「素案」の策定・公表
	12月中	市民説明会、パブリックコメント手続の実施
	2月上旬	第3期実施計画「計画（案）」の策定・公表
	3月下旬	第3期実施計画の策定・公表